

## 富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、世界遺産「富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉」を後世に継承することを目的として、富士山の保存管理及び整備活用並びにその周辺環境の保全を推進する団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象事業者)

第2条 補助金の対象は、山梨県富士山世界文化遺産保存活用推進協議会を構成する市町村及び恩賜県有財産保護団体とする。

### (補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な関係書類を添えて、別に知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金交付申請書の内容について適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知する。

### (補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

### (実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に必要な関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、実績報告書の提出があったときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、内容が適正であると認めた場合は、速やかに補助金額の確定をし、補助事業者に交付する。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は精算払いとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類について、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の交付対象経費	補助率
富士山世界文化遺産協議会負担金 山梨県富士山世界文化遺産保存活用推 進協議会負担金	定額

(様式第1号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

平成 年度富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金交付申請書

このことについて、富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助対象事業費
- 2 補助金申請額
- 3 添付書類
  - (1) 収支予算書
  - (2) その他参考となる資料

(様式第2号)

第 号  
平成 年 月 日

申請者 殿

山梨県知事

平成 年度富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

1 補助金の交付対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助対象事業及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助金の交付決定額 円

3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- ( 2 ) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
  - ( 3 ) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
  - ( 4 ) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成 年 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。
- 7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印

平成 年度富士山世界文化遺産保存活用推進事業費  
補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、平成 年度富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金について、次の理由により事業計画を変更(中止・廃止)したいので、富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更(中止・廃止)の内容

変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

(様式第4号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印

平成 年度富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、平成 年度富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金について、次のとおり事業が完了したので、富士山世界文化遺産保存活用推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を報告します。

添付書類

- 1 収支精算書
- 2 その他必要な書類

口座振替 振込先銀行名  
支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名